

## 現代アメリカにおける夫婦財産契約の意義

小石 侑子

### 一 はじめに

夫婦財産契約とは、法定財産制に拘束されることなく、当事者の自由な意思によって夫婦財産関係を定めることをいう。

ところで、アメリカでは、近年、この夫婦財産契約の増加が指摘されている<sup>(1)</sup>。夫婦財産契約に関する判例がきわめて多くなっているという<sup>(2)</sup>こと、あるいは、一九八三年に統一婚姻前契約法典 (Uniform Premarital Agreement Act) が制定されたこと<sup>(3)</sup>も、この事実を明らかにしている。

夫婦財産契約の内容は、言うまでもなく、社会的・経済的諸状況の変化および法律制度の影響を色濃く反映する。とくに、アメリカでは、例外的な場合を除き、家産等の外因的な要素はほとんど認められず、個人としての男性と女性の関係が契約に如実に示される。すなわち、締結された契約の内容に、まさに、「女性の

財産的地位」をみることができるのである。どのような要素が、その契約を決定づけるのであろうか。それは、真に自由な意思の表明であろうか。

本稿では、女性の財産的地位の男性との平等化を深く認識しつつ、現代アメリカにおける夫婦財産契約の現実的な機能に言及し、その問題点を検討しようとするものである。

なお、本稿における夫婦財産契約は、婚姻前の契約のみをさし、婚姻後、あるいは別居および離婚に際しての契約は含まないことをおことわりしておく。

### 二 夫婦財産契約のすすめ

——ルノール・ワイツマンの主張——

夫婦財産契約の利点を強調し、その締結をすすめる文献はいくつかみられるが、とくにルノール・ワイツマン Lenore Weitzman

(現在、ハーバード大学教授)の“*The Marriage Contract*”(The Free Press 1981)は、画期的な著作として、法学のみならず、社会学、女性学の多方面の研究者から注目された。内容的には、まず、伝統的な婚姻制度に内在する問題点を指摘することから始まり、同棲を肯定的にみるなど、極めて進歩的なものとなっている。契約の内容に関しては、役割分担、職業上の問題など、法的拘束力をもたない事項に重点が置かれており、従来イメージとはかなり異なっている。しかし、ワイツマンの主張は、平等であることを基本としての、男女のよりよき関係の確立であり、その意味では、本稿の目的に一致する。

以下に、ワイツマンが提唱する婚姻契約(さきに述べたように、ワイツマンは、婚姻生活に係るすべての事項に関する契約を意図しているので、ここでは、本稿の課題とする夫婦財産契約ということばの使用はさしひかえない)の利点を要約し、検討の指針としたいと考える。

### (1) 婚姻関係多様化への適応性

今日、婚姻(男女)関係は、価値観の相違から多様化してきている。このような現象を無視して、伝統的な婚姻制度に基づく法律のみを強制することは時代錯誤と言っほかはない。それぞれの異なる状況と必要性に適應する関係は、婚姻契約によってのみ実現可能となる。とくに、共働き夫婦における扶養義務の分担、前婚の子の扶養義務の取り決め等に関して、契約は効果的に機能す

る。

### (2) 平等関係の促進

契約の締結は二つの意味において平等関係を促進する。ひとつは、法制度にみられる伝統的な結婚のあり方を否定し、対等なパートナーシップに基づく関係を築くことである。一八五五年に締結されたかの有名なルーシー・ストーンとヘンリー・ブラックウェルの契約もこのような意図によるものであったが、現代においても法制度上の性差別は少なからず存在し、契約の必要性は明らかである。

他は、契約の構造自体に基因する。すなわち、契約は二つの独立した自由な意思の合致によって成立するものであるから、婚姻契約を締結する男女にも自由平等な関係があるものとみなされる。したがって、契約関係に入ることには、おのずから、自由平等関係への志向を表明したにはかならない。

### (3) 婚姻制度における私的関係の強調

現代の家族は、個人主義(Individualism)、プライベートシーの重視等に示されるように、社会制度としての側面よりも私的関係(Private relationship)としての側面が強調される。このような状況下では、個人が自ら私的な生活を取り決めることが基本となり、また、社会的安定は、契約関係によってこそ保たれる。

#### (4) 心理的な側面からみた利点

契約の締結過程においては、将来の希望や目的が相互に表示され、当事者間には、いわゆる開かれた関係(open communication)ができる。ひとたびこのような関係が生じれば、夫婦は、契約締結後も共通の意識をもち、互いに関心をもちつつけることができる。

また、書面による契約の存在は、単なるリップサービスによる約束とは異なり、日常的にも、契約内容にそった行動を励行することになる。

なお、心理的にみて、女性は男性に比べ、契約の締結に好感を持つ。なぜなら、力関係において弱い立場にある女性は、契約により権利関係を確定しておくことで、自己の権利が守られると考えるからである。

#### (5) 紛争の予防策としての機能

契約の締結過程において、それぞれの価値観や意識が明らかになるが、同時に当事者間で紛争の種となり得る問題も浮きぼりにされる。このような問題を自覚しつつ契約を締結することは、将来の紛争防止に有効に機能する。現に、ロサンゼルス<sup>(3)</sup>の家庭裁判所では、崩壊の危機にある夫婦に、マリッジ・カウンセラーの媒介によって婚姻契約(この場合、婚姻後の契約であるが)を締結することを勧めている。

以上、ワイツマンは、婚姻契約が、心理的な要因および契約の

機能等に深く係る問題であることを言及しつつ、その利点を説示する。ただし、個々の問題検討に関しては、客観性に欠けると思われる部分も認められ、反論もある<sup>(3)</sup>。本稿では、この点に関し、男女平等という現象的側面のみ限定し、後に検討を行なう。

### 三 契約の内容

はたして、ワイツマンのいうように、夫婦間の契約が、実際に平等化のために機能しているのであろうか。この問題について言及するためには、具体的な契約の内容を知る必要がある。内容は多種多様であるが、主たるものを、契約の当事者と目的にしたがって、以下に分類してみた<sup>(4)</sup>。

#### A 再婚者による契約

この数年横ばい状態とはいえ、アメリカの離婚率は他国に比べ際立って高い。また、再婚、とくに子をもつ者どうしの再婚が多いこともよく知られている。これらの再婚者は、苦い経験をしているだけに——とくに、男性にとっては妻へ多額な金銭を支払わされたという被害者意識が強い——結婚を決めたものの新生活には様々な不安を抱えている。このような事情から、再婚者は、つぎのような内容の契約を締結することが多い。

#### (1) 財産関係の確認・権利放棄等

まず最初に、不動産、預金、事業資産などの婚姻前の取得財産は、婚姻後も変わらず固有財産 (individual property, separate property) であり、かつ、これらの財産についての管理・処分権も名義人である配偶者に帰属することが確認される。さらに、離婚給付や相続上の権利などをめぐっては、固有財産に対する法律上の一切の権利放棄が明約される。これらの取り決めは、一見、配偶者相互の財産の独立性を意図しているように思われるが、現実には、女性の権利主張に対する男性の防禦策となっている。

特別の事情のない限り、婚姻後の所得については共有財産 (community property) とする条項がいられる。また、固有財産からの収益については、州によって定めが異なるので共有財産とするか否か、当事者の意思を確認しておく必要がある。

年金等の雇用上の権利については、近年、未確定 (non-vested) のものも含めて、その受給権は延べ払い所得の一種であるとして、共有財産と解され、多くの州で離婚給付の対象とされている。しかし、給付額の決定に際しては、計算が極めて複雑となるため、年金に関する権利を契約で固有財産とすべきことをすすめる実務家もある。

なお、高齢者どうしの再婚については全く共有財産についての取り決めを行わない場合がある。ともに年金を受給している高齢者のカップルにとっては、相互の扶助関係は関心事にならず、また、それぞれの家族との摩擦を避けるためにも、できる限り結婚前と同じ状態を持続することが望まれるからである。

債務関係については、多くの場合、婚姻前の債務は、債務者である配偶者の固有の債務とされる。ただし、固有の債務であっても、固有財産から支払われない部分については、共有財産から支払うというような条項が加えられることがある。具体的には、夫の所得が、夫の婚姻前の債務に充てられるということであるが、これには、前婚の妻への支払いも含まれることに注意すべきであろう。

## (2) 相続に関して

さきに述べたように、再婚者の多くは、前婚の子を有している。女性の子との関係では、ときに新しい夫への扶養の要求も問題となる。しかし、夫の子と妻との関係における相続問題が最も重要な関心事となる。すなわち、子の権利保護の必要性であるが、法律上、配偶者の権利が保障されているアメリカだけに、このような意向も理解できないわけではない。

固有財産の確認及びそれに係る権利の放棄も前婚の子の権利保護につながるが、より徹底するために、相続上の権利放棄が契約条項としていられる。すなわち、法律上、残存配偶者には、遺言に従わず、法律上定められた一定持分を主張することが認められるが、夫婦財産契約で、このような権利の放棄を定めておくことである。

## (3) 離婚時の財産給付について

結婚は常に離婚の可能性を有するといってもよいが、離婚率の高いアメリカでは、とくにこのような危機感が強い。したがって、夫婦財産契約においても、固有財産に対する権利放棄の条項とは別に、離婚に至った場合の財産上の取り決めをおくことが多い。この種の契約内容は、初婚どうしの結婚でもみられないわけではないが、手痛い経験をした再婚者間の契約で顕著なものとなる。

具体的な内容は二つにわけられる。ひとつは、離婚扶助料（アリモニー）および財産分割についての権利の放棄である。他は、離婚に至った場合に、相手方配偶者に一定額を支払う旨の取り決めである。

離婚を前提としたこのような契約については、公序に反するとしてその有効性が判例上争われてきたが、この点については後に述べたい。

## B 特殊な事情を有する者による契約

結婚をする当事者間に、年齢、資産および所得に大きな格差がある場合に、実務家は、円満かつ合理的な問題処理のために契約の締結を勧める。もっとも、このような場合も、その多くが再婚であり、その意味では、前記の再婚者の場合の事情と交叉する。契約内容も共通なものとなることが多いが特殊な事情が考慮されることがある。たとえば、家族企業における経営上の権利や邸宅の相続については、夫の子に権利を移譲し、代わりに、妻には信託上の権利や生涯不動産権を認めるなどである。いわゆるエステ

ート・プランニングが組み込まれた契約をみることができるが、女性には、自己に認められる権利が相応なものであるか、十分な注意を要することになる。

## C キャリア志向の強い男女による契約

統一婚姻前契約の序文にも示されているように、近年、結婚後も共に専門的な仕事に従事する夫婦が増加している。とくに、このようなキャリア志向の強い男女は、YUPPIE (Young Urban Professionals) や DINKS (Double Income No Kids) と呼ばれ、そのライフ・スタイルは羨望の的とさえなっている。

実務家の見方によれば、このような人々には、夫婦財産契約を締結する要素があるという。まず、彼等は高収入であり、しかも晩婚の傾向が強いので、結婚までに不動産や株式など、相当の資産を有していることが多い。加えて、彼等は、合理主義的な考え方に親しんでいるだけに、夫婦財産契約の締結に拒否反応を示すことも少ない。また、容易に推測できるように、女性は、徹底した男女平等を信条としているので、その点においても、夫婦財産契約の本来の理念に合致している。

具体的な内容としては、固有財産の確認、生活費の分担の割合、税の申告方法の選択等が挙げられる。ちなみに、このようなタイプの契約は、家事の分担や、一方が転勤になった場合の対処等、生活関係についての取り決めが行なわれることもあり、その意味でワイツマンの考える契約にかなり近いものとなる可能性がある。

しかし、男性と女性のキャリアをめぐる様々の問題や専門職にもみられる賃金格差<sup>(7)</sup>は、契約において女性になんらかの譲歩を余儀なくさせることもあり得る。

#### D 同棲者による契約

現代のアメリカにおいては、その意識は様々であるが、法律上の届出をしない共同生活関係——同棲——が極めて多く、社会的にも承認を受けた感さ<sup>(8)</sup>もある。このような同棲は、言うまでもなく私的な関係にあるから、私的コントロールとしての契約は、共同生活継続のために重要な存在となる。同棲者間の契約の有効性に関しては、かつては、不道徳であるとして消極的に解されていたが、現在では、なんら問題はないとされている。このような事情のもと、同棲者は、口頭による契約も含め、その大半はなんらかの契約を締結しているとみることができるともいえる。しかも、同棲者は、互いに自由な関係を前提とし、経済的状况も同程度ということが多い。したがって、自由な意思による契約という、本来の契約の趣旨にそったものとなる可能性が強い。このような観点から、同棲者間の契約は厳密には夫婦財産契約とは言えないものの、注目に値する。

契約の具体的内容としては、まず、当事者の関係、すなわち、法律上の夫と妻の関係ではないことが言明される。ただし、法律上の婚姻にいたる可能性を示唆し、その場合には夫婦財産契約の締結を行う、というような契約もみられる。

財産的な事項に関する取り決めは、前記の DINNS 等のものに類似する。すなわち、共同生活開始前の個人の財産および開始後の所得についての固有財産としての確認が一般的な型態となる<sup>(10)</sup>。ただし、同棲後の所得については、共同出資のような形でプールし、諸経費の支払い後は、残余財産について、平等な権利を認めるとする形態による場合もある。

同棲解消時における財産関係も重要な関心事となるが相手方パートナーの固有財産に対する全面的な権利の放棄、あるいは共同財産の均等な分割、扶養請求の否定等が、契約により確認される。

#### 四 若干の検討

##### A 契約の有効性をめぐって

夫婦財産契約は、前記のようにそれぞれの具体的事情により様々であるが、固有財産の確認と離婚給付等の権利放棄が最もよくみられる内容となっている。このような内容が実質的に女性に不利なものとなることは、すでに指摘したとおりである。とりわけ、離婚給付に係る権利の放棄は、最初より婚姻の解消を予定しており、しかも、配偶者に認められる法的保護の否定であるとして、判例法上、その有効性が問題とされてきた。裁判所は、長年、このような契約は離婚を促し、公序(public policy)に反するとして、消極的に解していた。しかし、リーディング・ケースとされる

Posner v. Posner (233 SO 2d 381 (Fla)) の判決が一九七〇年に出されて以来、この種の契約を有効とするケースが相次いだ。事例は多様ではあるが、有効性の根拠としては、以下のものが挙げられている。

(1) 家族関係における個人主義 (individualism) が顕著である今日、婚姻関係を維持するという州の権限は弱体化しており、公序という考え方も、決定的な意味を持ちなくなってきた。

(2) 離婚の日常化という社会的現実のなかでは、もはや結婚に永続性を求めることはできない。しかも、破綻主義離婚が認められている今日、離婚を前提とする契約が離婚を促進するという論理は、説得力をもたない。

(3) 現代社会における女性の社会的・経済的な活動への参加を考慮すれば、今や女性は夫の収入や資産のみに依存する状況に置かれてはいない。したがって、扶養請求の放棄を契約の内容とすることをもって、直ちに契約を無効とすることはできない。

(4) 夫婦財産上の権利放棄等を内容とする契約が離婚を促進するというような実証はなんら示されていない。

このように、判例は、婚姻に係る社会的・経済的状況の変化を認容しううえで、契約を直接的に公序に反し無効であるとはせず、むしろ肯定的に受けとめ、契約の有効性を緩和する傾向にある<sup>(11)</sup>。立法上も、統一婚姻前契約法典および統一婚姻・離婚法典 (Uniform Marriage and Divorce Act) がともに、別居および婚姻の解消時における財産処分を契約内容とすることができる、と明

定している (Sec. 3(a) (3), Sec. 3(b))。また、州法レベルにおいても、一九八五年のカリフォルニア州の法改正にみられるように (CC 1316)、同様の規定を有する州が少なくない。

ただし、このような傾向があるとしても、契約が常に有効とされるわけではない。契約の内容に非良心性 (unconscionness) が明らかであり、あるいは、契約が強迫や詐欺によって締結された場合には、契約の有効性が問題とされる。たとえば、添附が義務づけられる財産目録への意図的な記載漏れのような不正があった場合には、契約は非良心的であるとして無効とされる。一定の離婚給付額が予め定められてあり、その額が夫の現在の経済状況からみて極めて低いと思われる場合にも、契約の良心性が問題になる。解釈上、事情の変更が採りいられる可能性もあるが、限定的であり、容易ではない。

ここでは種々の事例を検討する余裕はないが、概ね、契約の内容が極度に不当な場合に限って無効とされると言ってもよい。これは、統一婚姻前契約法典が、契約の履行を強制できない唯一の場合として、夫婦財産契約の結果、相手方配偶者が公的扶助を受けざるを得ない状況に置かれることを挙げている点にも明らかである (Sec. 6(b))。

詐欺・強迫についても、その事実を立証して契約の無効を主張することは容易ではない。詐欺については、非良心性の場合と同様に、財産目録への意図的な記載漏れ等が問題になり、強迫については、契約締結時の状況判断が争点となる。挙式の当日、契約

への著名を求めたような場合には、間接的な強迫があったとされるが、数日前であった場合には、無効の主張は認められていない。契約への同意を結婚の条件とすることについては、強迫とみる判例もいくつか認められる。しかし、結婚は、本来、条件を提示しての取り引き (bargaining) であるとして、このような判例に対しては批判的な見解も示されている。<sup>(12)</sup>

以上の概観からも理解できるように、夫婦財産契約の有効性の問題は、多分に政策的な要素を含む公序の概念からは離れ、ほぼ全面的に契約の法理のなかに組み入れられてきたとみることができよう。

## B 契約における男性と女性

夫婦財産契約を契約の法理でみるならば、契約締結に際しては、当事者のそれぞれは完全に自由な意思を有していなければならぬ。また、契約により、財産的な平等関係が実現されることが望まれる。しかし、現実には男性と女性の力関係、すなわち、資力、稼働力、キャリア等における格差が影響をもたらし、契約は実質的な自由を喪失し、その結果、すでにみてきたように、女性是不利な状況下におかれることが多い。とくに、夫婦財産契約においては、女性の結婚願望という心理的な要因も加わることに注意すべきであろう。たとえば、離婚婦人の場合を考えよう。離婚後、思うような仕事をみつけることもできず、経済的に困窮することの多い女性にとっては、再婚は大きな魅力であろう。しかし、再

婚の多いアメリカでも、中高年の女性にとってはそれも容易ではないという厳しい現実もある。このような実情を考えると、多少納得のいかない契約内容であっても承諾せざるを得ない、ということとは十分にあり得る。

ワイツマンも、夫婦財産契約が諸刃の剣となり得ることを認めている。すなわち、契約は、一面において平等関係を実現する機能を有するが、多面においては、男性の利己心を満足させる可能性もあるという。<sup>(15)</sup>しかし、このような事態を認めつつも、ワイツマンは、事実関係が及ぼす影響に関しては、楽観的に考えているように思われる。すなわち、まず、力関係において強い立場にある男性は、本来、契約を締結する必要はないはずである、ということにもかかわらず、男性が契約を締結したのは、結婚相手に対して愛情をもっていたからであり、そのような男性が相手の女性にとって不利な内容の契約を締結するはずはない、と主張する。しかし、現に締結される契約は、すでにみてきたように、男性にとっての自己防衛的な内容が多い。勿論、このような契約が、愛情がないから締結されたというわけでもない。場合によっては、契約により当事者の関係を明確にしておくこと自体、内容にかかわらず、一種の相互的な愛の証とみることができよう。しかし、契約は、愛とは別に非常に現実的なものとして表明されることも忘れてはならない。

ワイツマンは、また、不当な契約は、詐欺、強迫の法理で救済されるとし、さらに、契約の自由は誤ちを犯す自由 (Freedom to



make a mistake)をも含むと言ひ切る。しかし、詐欺や強迫の解  
釈による救済が期待できないことは、すでに述べたとおりである。  
また、ワイツマンは、契約の締結を、概ね、教育程度の高い進歩  
的な男女によって行なわれるものと想定しており、結婚願望が強  
く自立の困難な女性等は念頭においていないように思われる。こ  
のような点からも、女性が契約により不利な状況におかれること  
については、あまり関心がはらわれていない。

ワイツマンと同様、婚姻前の契約を積極的に奨励するマジョリ  
ー・シュルツ *Marjorie Shultz* は、婚姻関係は原則として当事者  
の意思によって律すべきとしながらも、契約にみられる男女の不  
平等性を是正するために、契約における公的関与の必要性を強調  
する。そして、具体的には、契約の諸類型を示し、そのひとつを  
選択するという、いわゆるフランス方式を提唱する。この方式に  
よれば、一方においては、当事者の意思に副うべく、婚姻解消時  
の財産処分等を積極的に組み入れることができ、他方においては、  
扶養関係等については、法律上の義務としてとどめおくことがで  
き、最小限度の公序が保たれるという。

シュルツの主張は、私事決定の自由と公序との調和をみいだそ  
うという点で、興味がもたれる。しかし、多様化したアメリカ現  
代の男女関係に適合する契約類型を提示することが容易でないの  
か、あるいは、この方式がアメリカ人の国民性になじまないのか、  
このような制度を採用した州は、少ない<sup>(18)</sup>。

#### 四 おわりに

アメリカにおける夫婦財産契約は、現状では、特定の人々の特  
定の目的のために機能しているといつてよいであろう。しかも、  
契約の内容は、現実的な問題処理には有益であるものの、男女の  
経済的な力関係を反映し、男性の身勝手な申出が通され、女性に  
は不利なものとなることも少くない。しかも、このような傾向は、  
契約の有効性の緩和にともなつて、あるいは、配偶者(妻)の法  
律上の保護の高まりのなかで、いっそう顕著なものとなる虞があ  
る。

一方、夫婦財産契約の一般の人々への普及に関しては、懐疑的  
にならざるを得ない。弁護士で *Prerogative Agreements* の著者  
であるジョセフ・ツヴァック *Joseph Zwack* は、「多分、私はオ  
ールドファッションかもしれないが」と断りつつ、特定の資産も  
ない初婚の男女が契約を締結することには、論理的には理解でき  
ても、心情的には賛同しかねる、と言っている<sup>(19)</sup>。実務家でさえ、  
このような見方をしているのである。残念ながら、アイデンティ  
ティの確立と平等関係の実現のために機能するというような夫婦  
財産契約が身近なものになるには、かなりの時間を要することに  
なろう。

しかし、男女関係の多様化および家族における個の尊重は明ら  
かな事実として認められる。すなわち、夫婦財産契約締結への要

素は顕在化しているのである。したがって、夫婦財産契約が、今後、より具体的な意味をもって注目されていくことも容易に予想できる。

また、夫婦財産契約にみられる不平等性の問題は、いわば、契約に内在する宿命的な論題でもあるが、これも、法制度との係りにおいて、あるいは、就業およびその条件の均等を確保する女性自身の主体的な努力によって、徐々にではあるが、解消されていくことが期待される。

#### 注

- (1) Homer Clerk, *Antimutual Contract* (University of Colorado L. Rev. Vol. 50 1979 p. 141) 等
- (2) 一九七三年の統一夫婦財産法典(Uniform Marital Property Act)も婚姻前および婚姻後の夫婦財産契約についての規定を有する。統一婚姻前財産法典は、その制定理由にも明示されているように、婚姻前夫婦財産契約の増加に対応するため、別に制定されたものである。
- (3) たとえば、Jay Folberg による書評 (*Family Law Quarterly*, Vol. XVI, Number 4, Winter 1983) を参照。
- (4) 本稿では、判例、実務家の著書や説明、および入手できた契約書によって分類してみた。なお、実務家による著書は、主として以下の三点によった。Joseph Zwack, *Prenuptial Agreements* (Perennial Library, 1987), Paul Busier, *Prenu-*

*pial Agreements* (Family Law and Practice, Mather Bender 年), Beshard Clair, *Love Pact* (Grove Press, 1980)。

- (5) 離婚または死別後、五年以内に再婚する女性は、一五～四四まで四九・四パーセントにまで下がる (Statistical Abstract of The United States 1987)。

- (6) Mary Fisher, "Prenuptial Agreements and Marital Mediation" (*Journal of Family Law* Vol. 24, pp. 451～479)。

- (7) 杉本貴代栄「アメリカ女性学事情」有斐閣昭和六〇年、二六頁を参照。

- (8) 統計上示された未婚のカップルは、一九七〇年には五二万三千組であったが、一八八六年には二二二万組に増加している (Statistical Abstract of the United States 1987)。

- (9) 口頭による契約も、有名な *Marvin v. Marvin* (18 CA 3d 364, 1977) ケース以降、原則として法律上有効な契約とされる。

- (10) 面接方式による実証的著作として注目された *American Couple* (P. Blumstein, P. Schwartz, Packet Book 1984) では、五組の同棲者の生活を挙げているが、そのうち四組すべてが金銭的には別勘定となっている。

- (11) カンサス、アイオワ、ケンタッキー等の州では、依然として公序の論理が中心となっているが、過半数の州が判例を変更に下る。

- (12) Thomas Oldham "Prenuptial Contracts are now Enforce-

able, Unless…….” (*Houston L. Rev.* Vol. 21, p. 772)

- (13) 統計によれば、女性が世帯主である家族で貧困線以下にあるものは三四・二パーセントであり、この割合は、他の家族型態におけるより、かなり高いものとなっている (*Statiscal Abstract of The United States* 1988, No. 714)。

- (14) L. Weitzman “The Economics of Divorce” (28 *UCLA L. Rev.* Vol. 28, p. 1228—29, 1981)

- (15) L. Weitzman “The Marriage Contract” p. 243～245.

- (16) コイツマンの示した契約のモデルは“Contract for Intimate Relationship” (378 *Alternative Life Style*) とは、カリフォルニア大学、サンタレー校の学生によるものであり、また、“The Marriage Contract” におけるものは、医師、弁護士、教師等による契約で、しかも、女性は、ほぼ全員、職業をもっていることに注意すべきであらう。

- (17) Marjorie Shultz “Contractual Ordering of Marriage, A New Model for State Policy” (*California Law Rev.* vol. 70 march 1982 p. 328～334)

- (18) 一九八六年に改正されたウイスコンシン州の婚姻財産法は、法定財産制(共有財産制)とは別に、種々の約定夫婦財産制のモデルをいれている。

- (19) Joseph Zwacls *op. cit. supra*, p. 6.

- (20) 筆者は、カリフォルニア州のサン・ノゼ地域およびサン・フランシスコで家事事件を専門とする弁護士七人にインタビ

ューを行ったが、全員、特別の事情がない場合の契約締結については、消極的な見解を示した。

(一九八八年一月一〇日脱稿)

(杏林大学・家族法)